

職場や学校等で新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合の 施設管理者の対応について

宮城県疾病・感染症対策課

職場や学校等の従業員・利用者・児童生徒等から 新型コロナウイルス感染症陽性になったと連絡あり

施設管理者が陽性者本人に確認すべき事項

○ 発症日 ○ 検査日 ○ 発症日（無症状の場合は検査日）の2日前以降で、陽性者本人が出勤し、他の従業員・利用者・児童生徒等と接触があった日を確認

感染可能期間のはじまり

□ 陽性者が症状ありの場合 → 症状を発症した日：令和 年 月 日《A》

□ 陽性者が無症状の場合 → 検査実施した日：令和 年 月 日《B》

陽性者に会った日は感染可能期間だったか？（《A》または《B》の2日前以降に会っているか？）

□ 感染可能期間中、陽性者と共に行動した日：令和 年 月 日

感染可能期間中に会った

いいえ

感染の可能性は低い

はい

いいえ

感染可能期間中に

陽性者がマスクをしていない状態で、手の届く距離で15分以上会話しただけ

咳やくしゃみをしていたり、大きな声を出していたり、換気が悪いと感染可能性は高まります。

たとえば・・・一緒におやつを食べながらおしゃべり、

マスクをきちんと装着できていなかった（鼻マスク・あごマスク） など

はい

上記に該当する方は濃厚接触者に該当します

施設管理者が上記について確認を行い、濃厚接触者に該当した従業員や利用者、児童生徒等に対し、陽性者と最後に会った日を0日として、5日間が経過するまでは自宅待機いただくとともに、7日間が経過するまでは自らで健康状態を確認し、ハイリスク者との接触やハイリスク施設の不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けるよう指示してください。

症状がある・症状が現れた場合

- ・症状がある場合には、かかりつけ医に電話で受診についてご相談をお願いします。
- ・相談時には「施設管理者から濃厚接触者に該当すると言われた」旨を伝えてください。受診費用については医療機関に御確認ください。
- ・症状がある方で、かかりつけ医がない場合、受診先について受診・相談センターに連絡願います。
(電話022-398-9211)

- 検査を受けて陰性が確認されても、5日間の自宅待機、7日間は健康観察や感染対策をお願いします。事業所の消毒については<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/shoudoku.html> をご覧ください。

健康観察期間のポイント

- ✓ 毎日朝と晩に体温を測り、症状の有無を確認して記録しましょう。
- ✓ 仕事を含めた不要不急の外出を控えるようにお願いします。
- ✓ 他の人と接触をしないようにしながら注意して生活しましょう。

参考 宮城県ホームページ【職場・施設向け】事業所で新型コロナウイルス陽性者が発生した場合

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/shisetuchosa.html>